

地域活性化包括連携協定書

弘前市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、弘前市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地産地消の推進と弘前市産農林水産物・特産物の開発・販売及び販路拡大に関する事
- （2）観光・文化・スポーツ振興に関する事
- （3）青少年育成と教育振興に関する事
- （4）子育て支援に関する事
- （5）高齢者及び障がい者の支援に関する事
- （6）食育・健康増進に関する事
- （7）地域の安心安全に関する事
- （8）地域防災・災害対策に関する事
- （9）環境対策及びリサイクルに関する事
- （10）その他、地域社会活性化、市民サービスの向上に関する事

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙又は丙のいずれかから本協定上の他の全ての当事者に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2. 甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、本協定上の他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市
弘前市長 櫻田 宏

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹